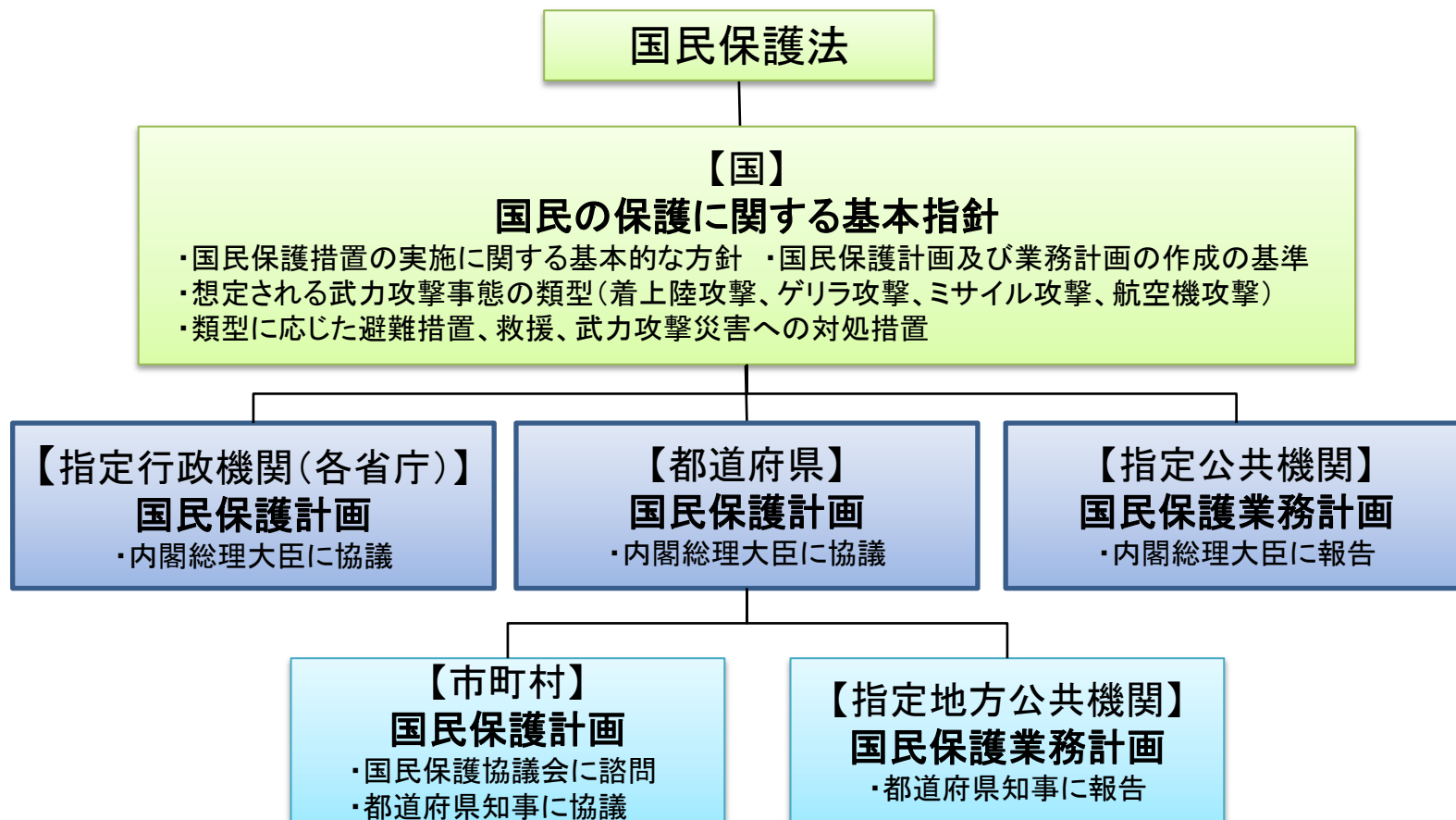


八戸市国民保護計画の変更について

平成30年10月19日
八戸市国民保護協議会

○国民保護の体系

国民保護計画は、外部からの武力攻撃や大規模なテロ等に備え、国の方針に基づき、的確かつ迅速に住民避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民保護措置を行うことができるよう定めるもの。



○市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ その他国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し市長が必要と認める事項

(第1編第1章1)

○市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編から構成される。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処
- 第4編 復旧等
- 資料編

(第1編第1章2)

○市国民保護計画の変更

市国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議を行う。

その後、市議会へ報告し、公表する。

（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要である）

<経過>

- ・平成19年2月 八戸市国民保護計画作成
- ・平成21年2月 一部変更（市の機構改革に伴う変更）、資料編の作成
- ・平成25年3月 一部変更（国の基本指針の変更、市の機構改革に伴う変更）

○今回の変更概要

○趣旨

国民の保護に関する基本指針の変更(H29.12月)、青森県国民保護計画(H29.2月、H30.3月)の変更及び市の機構改革等を踏まえ、計画を変更するもの

○変更内容

- 1 国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更
- 2 青森県国民保護計画の変更に伴う変更
- 3 その他
 - (1) 市の機構改革に伴う所属名称・事務分担等の修正
 - (2) 中核市移行に伴う県移譲事務の追加
 - (3) 関係法令、指針、要綱等の改正及び関係計画の策定に伴う整理
 - (4) 関係省庁、関係機関の名称変更等に伴う修正
 - (5) 消防庁作成例との整合のための修正
 - (6) 資料編の情報更新
 - (7) 文言の整理等

○今回の変更内容

1 国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更

No	変更内容	変更箇所
1	・情報伝達手段として緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)を追加	・第2編第1章第3 P27
2	・対処に時間のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備することを追加	・第2編第1章第4 P29
3	・安否情報システムの利用の追加及び県への報告について、報告様式での報告から安否情報システムを用いた報告へ変更	・第2編第1章第4 P29 ・第3編第6章3 P86～88
4	・訓練の実施について様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いた実践的なものとするよう努めることを明記	・第2編第1章第5 P32
5	・県が行う避難施設の指定において、施設の収容人数、構造、保有設備等の情報を県へ提供することを明記	・第2編第2章5 P36
6	・生活関連等施設の所管省庁の変更(文部科学省から原子力規制委員会など)	・第2編第2章6 P38
7	・大規模集客施設等における施設滞在者等の避難について明記	・第3編第4章第2 P79
8	・全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めることを明記	・第3編第4章第2 P82

○今回の変更内容

2 青森県国民保護計画の変更に伴う変更

No	変更内容	変更箇所
1	・基本指針及び県国民保護計画において、4類型(①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃)が対象として想定されている旨の記載を県計画の表現に変更	・ 第1編第5章1 P9
2	・NBC攻撃の場合の対応等について基本指針で示されている内容が県計画に記載されたことに伴う追加	・ 第1編第5章1 P11～12
3	・生活関連等施設の所管県担当部局の変更(環境生活部から危機管理局など)	・ 第2編第2章6 P38
4	・県の組織改編に伴う修正	・ 資料編 P3～4

○今回の変更内容

3 その他

(1) 市の機構改革に伴う所属名称・事務分担等の修正

No	変更内容	変更箇所
1	・現行体制への修正(平成30年4月1日付への修正)	・第2編第1章第1 P14～19 ・第3編第2章2 P48～62 ・資料編 P1～2

(2) 中核市移行に伴う県移譲事務の追加

No	変更内容	変更箇所
1	・危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置に毒物劇物を追加	・第3編第7章第3 P95～96
2	・汚染原因に応じた対応について、生物剤攻撃の場合、保健所による消毒等の措置を行うことを追加	・第3編第7章第4 P98

○今回の変更内容

(3) 関係法令、指針、要綱等の改正及び関係計画の策定に伴う整理

No	変更内容	変更理由	変更箇所
1	・法令名称を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に変更	・法令名の改正に伴う整理	・本編 P「用語2」
2	・法令名称を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」に変更	・法令名の改正に伴う整理	・本編 P「用語2」
3	・法令名称を「医薬品医療機器等法」へ変更	・薬事法改正に伴う修正	・第2編第2 P38
4	・文書番号、要請先及び基準額の変更	・救援の程度及び基準の変更に伴う修正	・第3編第5章3 P85 ・資料編 P113～118
5	・安否情報の収集について、参考とする情報から外国人登録原票を削除	・外国人登録制度の廃止に伴う整理	・第3編第6章2 P87
6	・消防相互応援協定等に基づく応援要請について知事に対する応援要請を削除	・青森県消防相互応援協定との整合	・第3編第7章第2 P93
7	・緊急消防援助隊等の応援要請について、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」に基づき要請することへ変更	・関係要綱の改正に伴う整理	・第3編第7章第2 P93

○今回の変更内容

No	変更内容	変更理由	変更箇所
8	・廃棄物処理対策について、「災害廃棄物対策指針(改定版)」及び「青森県災害廃棄物処理計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備することへ変更	・関係指針の改定及び関係計画の策定に伴う整理	・ 第3編第9章2 P102
9	・国民保護法施行令の条文の修正	・法令の改正に伴う整理	・ 資料編 P65～66
10	・火災、災害等即報要領の文言を修正	・火災、災害等即報要領の改正に伴う修正	・ 資料編 P119～120
11	・震災廃棄物対策指針を削除	・指針の改定に伴う整理	・ 資料編 P121～134

(4) 関係省庁、関係機関の名称変更等に伴う修正

No	変更内容	変更箇所
1	・関係省庁、関係機関の名称等を最新の情報へ修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2編第1章第2 P25 ・ 資料編 P5～15 ・ 資料編 P56～57 ・ 資料編 P62～63

○今回の変更内容

(5) 消防庁作成例との整合のための修正

No	変更内容	変更箇所
1	・災害時要援護者名簿に関する記載の追加	・ 第2編第2章1 P34
2	・国、県の現地対策本部との連携について、共同での現地対策本部の設置や運用について追加	・ 第3編第3章1 P66
3	・警報の内容伝達について、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報手段等により情報伝達することへ変更	・ 第3編第4章1 P71

(6) 資料編の情報更新

No	変更内容	変更箇所
1	・八戸市の概況について情報を更新	・ 資料編 P17～30
2	・輸送に関する情報について情報を更新	・ 資料編 P38～47
3	・避難施設について情報を更新	・ 資料編 P48～55
4	・消防施設等の概要について情報を更新	・ 資料編 P58～61

○今回の変更内容

(7) 文言の整理等

No	変更内容	変更箇所
1	・生活関連等施設の安全確保の留意点について最新の通知文の名称へ変更し、各通知文を追加	・ 第2編第2章6 P37 ・ 資料編 P68～110
2	・事態の種類等に応じた留意事項について、航空攻撃の場合を追加	・ 第3編第4章第2 P82
3	・安否情報の収集項目の修正	・ 第3編第6章 P86
4	・文言の整理	・ 本編、資料編の軽微な字句の修正